

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の運営について（案）

平成13年1月22日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定（案）

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

(1) 本部会合への参加者について

内閣官房副長官（3名）、規制改革委員会委員長及び公正取引委員会委員長を本部会合に毎回参加させることとする。

(2) 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

(3) 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 名簿

本部長	小泉純一郎	内閣総理大臣
副本部長	竹中 平蔵	情報通信技術(I T)担当大臣・経済財政政策担当大臣
	福田 康夫	内閣官房長官・男女共同参画担当大臣
	片山虎之助	総務大臣
	平沼 赳夫	経済産業大臣
本部員	森山 眞弓	法務大臣
	川口 順子	外務大臣
	塩川正十郎	財務大臣
	遠山 敦子	文部科学大臣
	坂口 力	厚生労働大臣
	武部 勤	農林水産大臣
	扇 千景	国土交通大臣
	大木 浩	環境大臣
	村井 仁	国家公安委員会委員長・防災担当大臣
	中谷 元	防衛庁長官
	尾身 幸次	沖縄及び北方対策・科学技術政策担当大臣
	柳澤 伯夫	金融担当大臣
	石原 伸晃	行政改革・規制改革担当大臣
(有識者)		
	秋草 直之	富士通株式会社社長
	出井 伸之	ソニー株式会社社長兼CEO
	奥山 雄材	ケーディーディーアイ株式会社副会長
	梶原 拓	岐阜県知事
	岸 暁	株式会社東京三菱銀行会長
	鈴木 幸一	株式会社インターネットイニシアティブ社長
	松永 真理	エディター
	宮津純一郎	日本電信電話株式会社社長
	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授

(注) 上記のほか内閣官房副長官(政務及び事務)、総合規制改革会議議長及び公正取引委員会委員長が本部会合に出席

重点政策5分野

3 . 電子商取引等の促進

( 4 ) 具体的施策

商取引の電子化の加速的推進

) 海賊版対策の強化

海外におけるデジタルコンテンツの海賊版の取締りの強化のために、以下の施策を講ずる。

- ・ アジア地域におけるインターネット上の著作物の保護のため、2002 年度から中国及び韓国との間で著作権保護に関する政府間協議の場を設けるとともに、WIPO の協力を得てデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の構築等の支援を行う。

国際的な環境整備

国境を容易に越える電子商取引の特性に鑑み、我が国と経済社会的に密接な関係にある諸国家・地域との間で電子商取引に関する制度調和を構築し、国際整合性のあるIT社会を形成する。

- ) 2002 年度中に、WIPO における「視聴覚的実演に関する条約(仮称)」及び「放送機関に関する条約(仮称)」に係る議論を推進するために、我が国の先進的な著作権制度の事例の紹介を含め積極的な役割を果たすとともに、2003 年度以降も引き続き条約策定に向けた議論に積極的に参画し、インターネットの発達などに対応した著作権に関する新たな国際ルールの構築を図る。